

# 神戸市の建築物等における木材利用の促進に関する方針

森林は、水源の涵養、土砂災害の防止、快適な環境の形成、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、そして木材等の生産などの多面的機能を有している。これらの機能を持続的に発揮させるためには、森林を育て、伐採し、木材として利用する森林資源の循環利用が安定的かつ持続的に行われる必要がある。また、森林は、大気中の二酸化炭素を吸収し炭素として蓄えるため、木材として建築物や家具等に利用することは、木材中の炭素を長期にわたり貯蔵できることから、カーボンニュートラルへの寄与が期待されている。

神戸市は、都市近郊に里山が広がる自然豊かな都市であり、市域の約4割を森林が占めている。人工林は少なく、広葉樹からなる里山が大半を占めているが、半世紀以上前から、里山の資源が使われずに放置された結果、大木が密生する暗い森となり、倒木の危険性も高まっている。そのため、市内の森林や里山を適切に管理し、森林資源の循環利用を促すことが重要となっている。

また、兵庫県内では、戦後に植林された人工林を中心とした森林資源が充実しており、県内における主要な都市部として、市内でのよりいっそうの活用が期待されている。

これらのことから、脱炭素社会の実現及び市内の建築物等において木材の利用を促進することにより森林資源の循環利用に資することを目的に、神戸市の建築物等における木材利用の促進に関する方針（以下「本方針」という。）を定める。なお、本方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、兵庫県が定める「兵庫県建築物木材利用促進方針」に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定めるものである。

## 第1 建築物等における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 建築物等への木材利用促進のための施策の方向性

#### (1) 建築物等における木材利用の促進

市は、率先して、その整備する公共建築物等における木材利用に取り組み、民間建築物等への波及を促す。

#### (2) 神戸市産木材をはじめとする地域産木材の利用の促進

市は、建築物等への神戸市産木材をはじめとする地域産木材の積極的な利用を促進する。

### 2 建築物等における木材利用の促進

建築物等への木材利用にあたっては、木材が持っている断熱性・調湿性、衝撃を緩和する効果の高さ、香り等によるリラクゼーション効果等の優れた特性を活かすと共に、水分や湿気から保護する等の維持管理面の配慮が必要である。中長期的にその効果を発揮できるよう木材の特性に適した利用方法に留意し、次の建築物等における木材利用の促進を図る。

#### (1) 市が整備する公共建築物等における木材利用の推進

市が整備する公共建築物等のうち、広く市民の利用に供される建築物等において、積極的に木造化又は内装等の木質化による木材利用を推進する。また、木材利用にあたり神戸市産木材をはじめとする地域産木材の活用を最優先し、地域産木材の利用が困難な場合は、可能な限り国産木材を活用する。

## (2) その他市内の建築物等における木材利用の促進

市は、木材利用に関する情報提供や、市の公共建築物等の取組事例を広く発信すること等により、その他市内の建築物等における木材利用を促進する。

特に、市以外の者が整備する公共性の高い建築物等においては、本方針を踏まえ、(1)に準じ積極的に木材が利用されるよう、整備主体に対し理解と協力を得るよう努める。

### 3 神戸市産木材の利用の促進

市は、土砂災害防止や景観の向上などを目的として、市有林、私有林の区別なく森林整備に取り組むとともに、市内の森林等から搬出される木材（神戸市産木材）の建築物等への活用を促進する。さらに、森林資源活用等に関わる多様な担い手が連携し、情報共有や実践に関わる場として設けた「こうべ森と木のプラットフォーム」を通して、人材育成や普及啓発等、地域の森林を育み、木材を活かすための取り組みを進める。

### 4 木材利用の促進の啓発

木材利用の促進に向けて以下のことに取り組む。

- ① 市民の目に触れる機会の多い公共建築物における積極的な木材利用
- ② 木材利用の意義・目的や建築物等における木材利用の事例紹介等、ホームページ等を活用した積極的な普及啓発
- ③ 建築物への木材利用について、広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用促進の日及び木材利用促進月間における、木材利用に関する関連イベント、ホームページ等の各種媒体における情報発信等
- ④ 木材利用の促進に関して、特に顕著な功績があると認められる者に対する表彰

## 第2 神戸市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

市が整備する公共建築物等において、木造化及び内装等の木質化に取り組む建築物等又はその範囲等については次に示すほか、別途定める「神戸市公共建築物等における木材利用の促進に関する指針」によるものとする。

### 1 木造化を図る公共建築物の範囲

計画時点で、他構造と比べて著しいコストアップにつながる場合、技術面で木造化が困難である場合、あるいは求められる機能等の観点から木造化になじまない場合等の木造化が困難であると判断されるものを除いて、原則として木造化を図る。木造化にあたり、耐火性能や構造強度の確保等の要求基準を踏まえて、木造と非木造との混構造（部材単位の木造化を含む。）とする場合も含めて、合理的な木造化の構造方法を検討する。

### 2 重点的に内装等の木質化等を推進する公共建築物等の部分

市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、機能や維持管理等の観点から木質化になじまない場合等、木質化を図ることが困難であると判断されるものを除いて、可能な限り内装等の木質化を推進する。

### 3 利用を推進する木製の備品等の種類

家具・備品（机、椅子、棚、パーテーション、受付カウンター、サイン（案内標識）、ベンチ、玩具、遊具等）及び消耗品（紙類、文具、名札、普及啓発のために配布する資材や記念品等）については、木材を原材料としたものの利用を推進する。

### 第3 その他建築物等における木材利用の促進に必要な事項

#### 1 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

公共建築物の整備にあたっては、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて検討するとともに、利用者ニーズや木材利用による付加価値等も考慮する。

家具・備品や消耗品の導入についても、購入コストだけでなく木材利用の意義や効果を含めて総合的に判断する。

#### 2 建築物等における木材利用の促進のための体制等

##### (1) 建築物木材利用促進協定制度の活用

建築物における木材利用の取組が進展するように、法第15条に定める同制度の周知に努め、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

なお、建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、取組内容についての情報発信を行う。

##### (2) 関係部局における横断的な取組

市は、関係部局が連携し、事業の早期より横断的に検討することにより、建築物等における木材利用の促進及び神戸市産木材をはじめとする地域産木材の利用の促進に対し必要な取組を行う。

##### (3) 国や関係自治体等との連携

建築物等への木材利用を促進するために、国や関係自治体等とも相互に連携を図る。

#### ※用語の定義

- ①「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- ②「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること並びに木材を原材料とする家具や備品等の導入を行うことを総じていう。
- ③「神戸市産木材」とは、神戸市内の森林等から搬出された原木を原材料として加工された木材という。なお、加工にかかる輸送過程で排出される二酸化炭素量を考慮し、可能な限り神戸市及びその近隣で加工されたものとする。
- ④「地域産木材」とは、兵庫県内の森林等から搬出された原木を原材料として加工された木材をいい、加工にかかる輸送過程で排出される二酸化炭素量を考慮し、可能な限り神戸市及びその近隣で加工されたものをいうものとする。

(附則)

この方針は、平成28年3月31日から施行する。

(附則)

この方針の題名および内容の改正は、令和7年2月1日から施行する。